



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 22 日 (金)
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則（6）（医療政策課）・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2）（交通規制課）・・・ 5
- 鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則（3）（会計課）・・・ 9

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科保健指導及び歯科診療補助に係る授業の充実を図るため、保健指導学及び歯科診療補助論の単位数を改めるとともに、休学できる期間の上限を定める。

2 規則の概要

(1) 卒業までに修得する単位数を次のように変更する。

教育内容	授業科目	改正後		改正前	
		総単位数	うち第2学年の単位数	総単位数	うち第2学年の単位数
歯科保健指導論	保健指導学	7	2	6	1
歯科診療補助論	歯科診療補助論	16	11	15	10
上記以外		98	32	98	32
合計		121	45	119	43

(2) 休学の期間は、通算して3年以内とする。

(3) 除籍することができる場合として次のものを加える。

ア 休学の期間が経過しても復学できないとき。

イ 入学した日から6年（休学の期間を除く。）を経過したとき。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																								
<p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>休学の期間は、通算して3年以内とする。</u></p> <p>(除籍)</p> <p>第18条 校長は、生徒が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。</u></p> <p>(1) <u>休学の期間が経過しても復学できないとき。</u></p> <p>(2) <u>入学した日から6年（休学の期間を除く。）を経過したとき。</u></p> <p>(3) <u>身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>別表（第6条、第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th rowspan="2">授業科目</th> <th rowspan="2">総単位数</th> <th colspan="3">学年別単位数</th> </tr> <tr> <th>第1学年</th> <th>第2学年</th> <th>第3学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歯科保健指導論</td> <td>保健指導学</td> <td><u>7</u></td> <td>4</td> <td><u>2</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科診療補助論</td> <td>歯科診療補助論</td> <td><u>16</u></td> <td>5</td> <td><u>11</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td><u>121</u></td> <td>55</td> <td><u>45</u></td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数			第1学年	第2学年	第3学年	略						歯科保健指導論	保健指導学	<u>7</u>	4	<u>2</u>	1	略					歯科診療補助論	歯科診療補助論	<u>16</u>	5	<u>11</u>		略						合 計		<u>121</u>	55	<u>45</u>	21	<p>(休学及び退学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(除籍)</p> <p>第18条 校長は、生徒が<u>身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。</u></p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">教育内容</th> <th rowspan="2">授業科目</th> <th rowspan="2">総単位数</th> <th colspan="3">学年別単位数</th> </tr> <tr> <th>第1学年</th> <th>第2学年</th> <th>第3学年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歯科保健指導論</td> <td>保健指導学</td> <td><u>6</u></td> <td>4</td> <td><u>1</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科診療補助論</td> <td>歯科診療補助論</td> <td><u>15</u></td> <td>5</td> <td><u>10</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td><u>119</u></td> <td>55</td> <td><u>43</u></td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数			第1学年	第2学年	第3学年	略						歯科保健指導論	保健指導学	<u>6</u>	4	<u>1</u>	1	略					歯科診療補助論	歯科診療補助論	<u>15</u>	5	<u>10</u>		略						合 計		<u>119</u>	55	<u>43</u>	21
教育内容				授業科目	総単位数	学年別単位数																																																																																			
	第1学年	第2学年	第3学年																																																																																						
略																																																																																									
歯科保健指導論	保健指導学	<u>7</u>	4	<u>2</u>	1																																																																																				
	略																																																																																								
歯科診療補助論	歯科診療補助論	<u>16</u>	5	<u>11</u>																																																																																					
略																																																																																									
合 計		<u>121</u>	55	<u>45</u>	21																																																																																				
教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数																																																																																						
			第1学年	第2学年	第3学年																																																																																				
略																																																																																									
歯科保健指導論	保健指導学	<u>6</u>	4	<u>1</u>	1																																																																																				
	略																																																																																								
歯科診療補助論	歯科診療補助論	<u>15</u>	5	<u>10</u>																																																																																					
略																																																																																									
合 計		<u>119</u>	55	<u>43</u>	21																																																																																				

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に鳥取県立歯科衛生専門学校の第3学年に進級した者に係る授業科目の単位数及び卒業については、なお従前の例による。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 22 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第 2 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第 7 条の 2 関係）		別表第 2（第 7 条の 2 関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）智頭インターチェンジから鳥取市本高地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）鳥取インターチェンジまで	高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）	八頭郡智頭町大字市瀬地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）智頭インターチェンジから鳥取市本高地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）鳥取インターチェンジまで
略		高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）	鳥取市河原町徳吉地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）河原インターチェンジから同市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道（姫路鳥取線）河原インターチェンジ入口交差点まで
一般国道 9 号	鳥取市気高町八束水地内八束水交差点から鳥取市青谷町青谷地内一般国道 9 号（山陰道）青谷インターチェンジまで	略	
一般国道 9 号（山陰道）	鳥取市青谷町青谷地内一般国道 9 号（山陰道）青谷インターチェンジから東伯郡湯梨浜町大字長瀬地内長瀬浜入口交差点まで	一般国道 9 号（山陰道）	鳥取市青谷町大字青谷地内一般国道 9 号（山陰道）青谷インターチェンジから東伯郡湯梨浜町大字長瀬地内長瀬浜入口交差点まで
一般国道 9 号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道 9 号と接続する地点から西伯郡大山	一般国道 9 号（山陰道ランプ道）	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道 9 号（山陰道）泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点まで
一般国道 9 号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道 9 号と接続する地点から西伯郡大山	一般国道 9 号（山陰道）	東伯郡北栄町大谷地内一般国道 9 号と接続する地点から同郡琴浦町

	町栄田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジまで		梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジまで
一般国道9号(山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般国道9号(山陰道)名和インターチェンジから米子市陰田町地内島根県境まで	一般国道9号(山陰道ランプ道)	東伯郡琴浦町大字槻下地内一般国道9号と接続する地点から同大字地内一般国道9号(山陰道)大栄東伯インターチェンジまで
		一般国道9号(山陰道)	東伯郡琴浦町梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジから西伯郡大山町栄田地内一般県道赤碕中山インター線と接続する地点まで
略		一般国道9号(山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線と接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで
一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで	一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市尾高地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ東側から同市今在家地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ西側まで
一般国道181号	西伯郡伯耆町溝口地内溝口インター入口交差点から米子市富士見町二丁目地内公会堂前交差点まで	一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市赤井手字明寿庵967-2から同市今在家地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ西側まで
略		一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点から同市流通町地内主要地方道米子大山線と接続する地点まで
一般国道373号(志戸坂峠道路)	八頭郡智頭町大字駒帰地内一般国道373号(志戸坂峠道路)駒帰インターチェンジから同町大字市瀬地内一般国道53号智頭インターチ	略	
		一般国道53号	鳥取市河原町高福地内一般県道河原インター線と接続する地点から同市秋里地内秋里交差点まで
		一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市河原町布袋地内一般国道53号と接続する地点から同市河原町稲常地内鳥取南インターチェンジまで
		一般国道53号(姫路鳥取線ランプ道)	鳥取市西円通寺地内一般国道53号と接続する地点から同地内鳥取南インターチェンジまで
		略	
		一般国道373号(志戸坂峠道路)	八頭郡智頭町大字駒帰地内一般国道373号(志戸坂峠道路)駒帰インターチェンジから同町大字市瀬地内一般国道373号(志戸坂峠道

	エンジン入口交差点まで		路) 智頭インターチェンジまで
略		略	
主要地方道秋里吉方線	鳥取市秋里地内一般国道9号と接続する地点又は同市江津地内一般国道9号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで	主要地方道秋里吉方線	鳥取市秋里地内一般国道9号と接続する地点又は同市江津地内一般国道9号と接続する地点から同市天神町地内天神町交差点まで
主要地方道倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町金屋谷地内高速自動車国道中国横断自動車道(岡山米子線) 溝口インターチェンジから同町溝口地内溝口インター入口交差点まで		
主要地方道淀江岸本線	米子市淀江町中間地内中間交差点から西伯郡伯耆町大殿地内伯耆橋交差点まで		
主要地方道米子大山線	米子市二本木地内大山入口交差点から同市尾高地内尾高交差点まで	主要地方道米子大山線	米子市二本木地内大山入口交差点から同市流通町地内一般国道9号(山陰道ランプ道)と接続する地点まで
主要地方道米子停車場線	米子市明治町地内米子駅前交差点から同市加茂町二丁目地内加茂町二丁目交差点まで		
主要地方道米子境港線	米子市加茂町二丁目地内加茂町二丁目交差点から境港市上道町地内上道町交差点まで	主要地方道米子境港線	米子市加茂町二丁目地内一般国道9号と接続する地点から境港市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで
略		略	
一般県道河原インター線	八頭郡八頭町西御門地内一般国道29号と接続する地点から鳥取市河原町高福地内一般国道53号と接続する地点まで	一般県道河原インター線	鳥取市河原町高福地内高速自動車国道中国横断自動車道(姫路鳥取線) 河原インターチェンジ入口交差点から同市河原町高福地内一般国道53号と接続する地点まで
一般県道鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内千代水西交差点まで	一般県道鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで
一般県道赤碕中山インター線	西伯郡大山町栄田地内一般国道9号(山陰道) 赤碕中山インターチェンジから同町田中地内金屋交差点まで	一般県道赤碕中山インター線	西伯郡大山町栄田地内一般国道9号(山陰道ランプ道)と接続する地点から同町田中地内一般国道9号と接続する地点まで
一般県道旧奈	西伯郡大山町名和地内一般国道9	一般県道旧奈	西伯郡大山町名和地内一般国道9

和西坪線	号（山陰道） <u>名</u> と <u>インターチェンジ</u> から同町西坪地内御来屋駅東交差点まで	和西坪線	号（山陰道）と <u>接続する地点</u> から同町西坪地内御来屋駅東交差点まで
略		略	
一般県道皆生西原線	米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで	一般県道皆生西原線	米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで
一般県道米子広瀬線	米子市糺町二丁目地内総合事務所前交差点から同市大谷町地内一般県道米子環状線と接続する地点まで		
一般県道米子環状線	米子市陰田町地内一般国道9号（山陰道）米子中インターチェンジから同市道笑町四丁目地内明道地下道交差点まで		
略		略	
一般県道米子空港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市佐斐神町地内空港入口交差点まで	一般県道米子空港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市佐斐神町地内空港入口交差点まで
一般県道米子空港境港停車場線	境港市幸神町地内幸神町交差点から同市上道町地内蓮池町交差点まで		
一般県道境外港線	境港市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点から同市上道町地内上道町交差点まで	一般県道境外港線	境港市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点から同市上道町地内上道町交差点まで
一般県道余子停車場線	境港市竹内町地内一般県道渡余子停車場線と接続する地点から同市竹内町地内竹内団地入口交差点まで		
一般県道渡余子停車場線	境港市渡町地内 <u>江島大橋東詰交差点</u> から同市竹内町地内一般県道余子停車場線と接続する地点まで	一般県道渡余子停車場線	境港市渡町字取溝2617-1から同市渡町地内主要地方道米子境港線と接続する地点まで
略		略	

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 22 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第 3 号

鳥取県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県警察国有物品管理規則（昭和40年鳥取県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品供用員)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 物品供用員は、その<u>所属</u>の物品供用に関する事務を行うものとする。</p> <p>(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)</p> <p>第21条 物品管理職員の交替があったときは、前任の物品管理職員は、引継書（様式第14号）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員とともに記名して押印し、当該引継書を<u>物品出納員</u>にあっては<u>物品出納簿</u>に、<u>物品供用員</u>にあっては<u>物品供用簿</u>に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、記名して押印するものとする。</p>	<p>(物品供用員)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 物品供用員は、その<u>課、監察官室、科学捜査研究所、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校又は警察署</u>の物品供用に関する事務を<u>それぞれ</u>行うものとする。</p> <p>(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)</p> <p>第21条 物品管理職員の交替があったときは、前任の物品管理職員は、引継書（様式第14号）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員とともに記名して押印し、当該引継書を<u>物品出納簿等</u>に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、記名して押印するものとする。</p>

第 2 条 鳥取県警察国有物品管理規則の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第14号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 8 条関係）

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査
支出負担行為担当官 物品管理官					
	物品供用員	管 理 官	合 議	主 査	所 属 名

物 品 保 管 委 託 書						
次のとおり保管委託してよろしいか。						
分 類 I		分 類 II			細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	保 管 委 託 先	
					1 所在地	
					2 名称	
保管委託 期 間	年 月 日から		保管委託 理 由			
	年 月 日まで					
保管委託条件						
物 品 出 納 簿 登 記 済 (物 品 供 用 簿 登 記 済)				年 月 日	印	

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、2部作成すること。

様式第2号（第9条関係）

第 号		年 月 日			
本 部 長 物品管理官	物品出納員	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査
物 品 不 用 報 告 （ 決 定 ） 書					
次のとおり不用の報告（決定）をする。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	

品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	取得価格	摘 要
不用の報告（決定）の理由						
処分の予定						
売 払 い	時 期	場 所		その他必要な事項		
解 体	理 由	時 期	処 理	その他必要な事項		
廃 棄	理 由			その他必要な事項		
物 品 管 理 簿 登 記 済				物 品 出 納 簿 登 記 済		
年 月 日		Ⓜ	年 月 日		Ⓜ	

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第3号（第9条関係）

第 号		年 月 日			
本 部 長 支出負担行 為 担 当 官 物品管理官	物品出納員	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査
	物品供用員	管 理 官	合 議	主 査	所 属 名
物品修繕・改造報告（決定）書					
次のとおり修繕・改造の報告（決定）をする。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	

品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	所要時間	摘 要
修 繕 (改造) 理 由			修 繕 (改造) 条 件			
修繕（改造）内容						
物 品 管 理 簿 登 記 済				物 品 出 納 簿 登 記 済		
年	月	日	㊟	年	月	日 ㊟

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、2部作成し、その一方の登記済欄は、物品供用簿登記済欄とすること。
 3 登記済欄は、物品の改造を要する場合に記載及び押印すること。

様式第4号（第10条関係）

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査
	物品供用員	管 理 官	合 議	主 査	所 属 名
物 品 供 用 書					
次のとおり供用を請求する。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	摘 要

供用目的					
物品出納簿登記済 (物品供用簿登記済)			年	月	日 ㊟

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、2部作成すること。

様式第5号 (第10条関係)

物品出納員 (物品供用員)	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査
第 号 年 月 日 物品供用員 職 氏 名 殿 物品出納員 職 氏 名 ㊟ 物 品 供 用 通 知 書 次のとおり物品が供用されたから通知する。				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号

供用目的					

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、2部作成すること。

様式第6号（第10条、第13条、第14条関係）

物品出納員 (物品供用員)	物品調達官	管 理 官	合 議	主 査	
第 号 年 月 日 物品供用員 (物品出納員) 職 氏 名 殿 物品出納員 (物品供用員) 職 氏 名 ㊟ 物 品 領 収 書 次のとおり物品を領収しました。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	摘 要

供用目的					

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

様式第7号（第11条、第12条関係）

表 面

物 品 保 管 書

分類Ⅰ	品 目					物 品 番 号	
	分類Ⅱ						
細分類							
規 格 品 質 番 号 等						数 量	
						単 位	
取 得 年 月 日	年 月 日	取 得 価 格	円	取 得 方 法			
供 用 年 月 日	年 月 日	供用換 (受入) 年 月 日	年 月 日	供用換 (払出) 年 月 日	年 月 日	返 納 年 月 日	年 月 日
使 用 職 員	受 領		返 戻		摘 要		
	年 月 日	印	年 月 日	印			

摘要

備考 受領の欄は使用職員が物品の供用を受けたときに、返戻の欄は物品供用員が物品の返戻を受けたときに、それぞれ記載及び押印すること。

裏 面

物 品 番 号	品 目				
詳 細					
付 属 品 又 は 構 成 品	名 称	規格、品質、番号等	数 量	単 位	摘 要

修繕・改造履歴

年 月 日	金 額	摘 要	年 月 日	金 額	摘 要

様式第8号（第13条関係）

第		号		年		月		日	
本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合 議		主 査			
	物品供用員	管理官	合 議	主 査	所 属 名				
物 品 返 納 書									
次のとおり返納をさせてよろしいか。									
分 類 I			分 類 II			細 分 類			
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	摘 要				
返納理由									
物品の現況									
物品出納簿登記済 (物品供用簿登記済)				年 月 日			㊟		

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、2部作成すること。

様式第9号（第14条関係）

第		号		年		月		日	
本部長	物品出納員	物品調達官	管理官	合議	主査				
	物品供用員	管理官	合議	主査	請求所属名				
	物品供用員	管理官	合議	主査	受入所属名				
物 品 供 用 換 書 次のとおり供用換えを（請求）する。									
分類 I			分類 II			細分類			
品目	規格	数量	単位	物品番号	摘要				
供用換えの理由									
物品出納簿登記済 （請求所属物品供用簿登記済） （受入所属物品供用簿登記済）				年 月 日			㊟		

- 備考 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
 2 この用紙は、3部作成すること。

様式第10号（第15条、第16条関係）

年 月 日						
鳥取県警察本部長 (物品供用員) 職 氏 名 殿						
物品出納員 (物品供用員) (使用職員) 職 氏 名 ㊟						
物 品 亡 失 (損 傷) 報 告 書						
次のとおり物品を亡失(損傷)したから報告する。						
分 類 I		分 類 II			細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 位	物品番号	取得価格	摘 要
亡失(損傷)日時						
亡失(損傷)発生場所						
亡失(損傷)の理由						
亡失(損傷)後の 処 置 状 況						
亡失(損傷)当時にお ける物品の使用状況						
物 品 の 損 傷 、 人 身 傷 害 等 の 状 況						
そ の 他 参 考 事 項						

備考 使用職員が報告する場合には、使用職員の分掌も記載すること。

様式第11号 (第18条関係)

第 号	年 月 日
----------	-----------------

鳥取県警察本部長
 (物品出納員)
 (物品供用員)

職 氏 名 殿

検査員 職 氏 名 ㊟

立会人 職 氏 名 ㊟

検 査 書

鳥取県警察国有物品管理規則第17条第1項の規定により、次の者について検査したところ 物品管理をしているものと認める。

定時又は随時検査

所 属 名

物品出納員 職 氏 名
 (物品供用員)

管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

交替検査

所 属 名

前任物品出納員 職 氏 名
 (前任物品供用員)

管 理 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

後任物品出納員 職 氏 名
 (後任物品供用員)

備考 この用紙は、2部作成すること。

その2 (消耗品)

物 品 出 納 簿

分類Ⅰ	
分類Ⅱ	
細分類	

品目

(単位：)

年月日	摘 要	異 動 数 量		現在高	備 考
		増	減		

- 備考 1 この様式は、消耗品について記載すること。
2 物品の分類及び品目ごとに別葉とすること。
3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記載すること。
4 摘要欄は、所属の名称その他必要な事項を記載すること。
5 毎葉の余白がなくなった場合は、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記載すること。

様式第13号 (第11条、第20条関係)

その1 (備品)

物 品 供 用 簿

分類Ⅰ	
分類Ⅱ	

品目

物 品 番 号

細分類	_____
-----	-------

(単位：)

年月日	摘 要	異動数量		現 在 高			備 考
		増	減	供 用	保 管	計	

- 備考 1 この様式は、備品について記載すること。
 2 物品の分類及び品目ごとに別葉とすること。
 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記載すること。
 4 摘要欄は、使用職員、受入れ、返納等必要な事項を記載すること。
 5 毎葉の余白がなくなった場合は、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記載すること。

その2 (消耗品)

物 品 供 用 簿

分類Ⅰ	
分類Ⅱ	
細分類	

品目 _____

(単位：)

年月日	摘 要	異 動 数 量		受領印	現在高	備 考
		増	減			

- 備考 1 この様式は、消耗品について記載すること。
 2 物品の分類及び品目ごとに別葉とすること。
 3 年月日欄は、当該異動のあった年月日を記載すること。
 4 摘要欄は、使用職員、受入れ、払出し等必要な事項を記載すること。
 5 毎葉の余白がなくなった場合は、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記載すること。

様式第14号（第21条関係）

引 継 書		
1	物品出納簿 (物品供用簿)	
(1)	名 称	冊
(2)	”	冊
(3)	”	冊
2	物品出納関係書類 (物品供用関係書類)	
(1)	名 称	冊

- | | | |
|-----|---|---|
| (2) | ” | 冊 |
| (3) | ” | 冊 |

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。

年 月 日

前任物品出納員
(前任物品供用員)
職 氏 名 ④

後任物品出納員
(後任物品供用員)
職 氏 名 ④

備考 引き継ぐ簿冊の名称と冊数は、現に使用している簿冊についてのみ記載すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。